

総 括 調 査 票

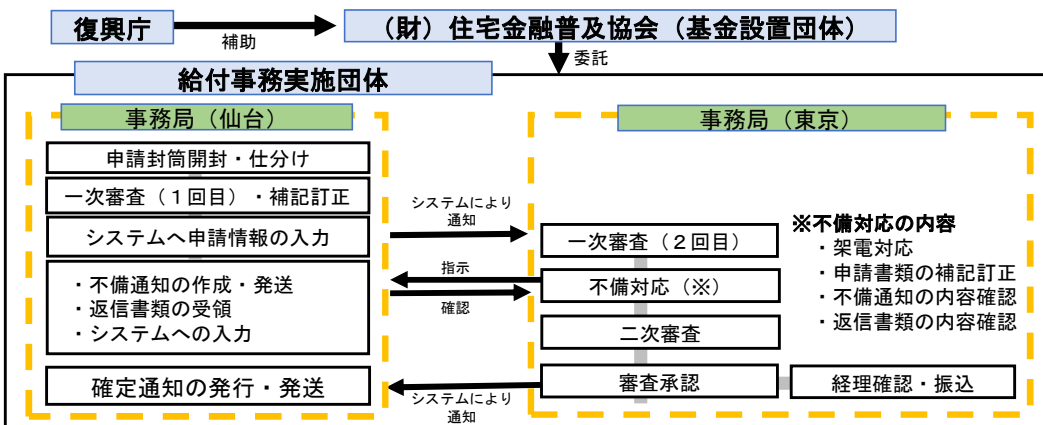
調査事案名	(2) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業		調査対象 予 算 額	令和元年度補正(第1号): 5,000百万円 ほか (参考 令和4年度: -)			
府省名	復興庁	会計	東日本大震災復興特別会計	項	被災者住宅再建支援対策費	調査主体	本省
組織	復興庁			目	被災者住宅再建支援対策費補助金	取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

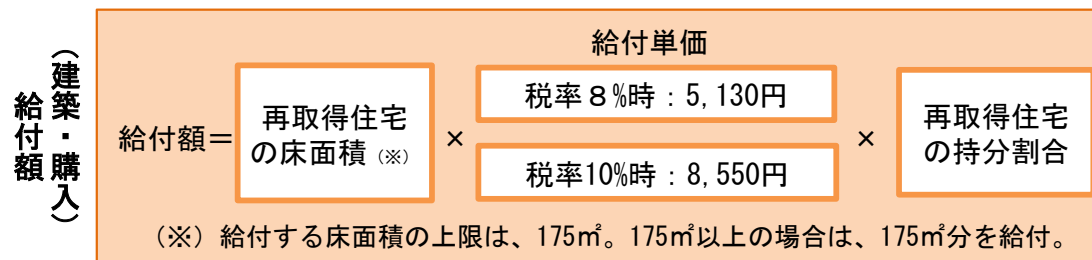
【事案の概要】

- 東日本大震災により被害が生じた住宅の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、増税分の給付を受けることができるようにするための基金事業。平成25年度以降に累計300億円の基金を造成し、令和3年度末時点の基金残高は65億円。
- 本制度は、平成26年4月1日からの段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置であり、
 - ・東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにすること
 - ・復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期などの、外的な要因による被災者間の負担の不均衡を避けることを目的とする。 ※段階的な消費税率の引上げ(平成26年4月: 5% → 8%、令和元年10月: 8% → 10%)
- 対象となる住宅の申請期限については、被災住宅の所在地により異なり、
 - ・岩手県・宮城県・福島県(以下「被災3県」という。)以外の都道府県は令和5年12月31日
 - ・被災3県(福島県の旧警戒区域及び旧計画的避難区域(以下「旧警戒区域等」という。))を除く。)は令和7年12月31日
 - ・福島県の旧警戒区域等は令和8年12月31日
 と複数年かけて段階的に申請の対象となる地域を見直すこととしている。
- 住まいの復興給付金は、基金設置団体及び給付事務実施団体(以下「執行団体」という。)を通じて申請者に給付されるが、執行団体が行う給付事務等に要する事務費(管理費)についても基金を取り崩して支出されている。当該管理費については、基金設置団体が指導監督を実施するとともに、復興庁で審査の上、精算がなされているが、執行段階の適正化を図る必要があることから、業務量に応じた管理費となっているか等の調査を行い、設置造成された基金について、効果的かつ効率的に活用されているか、使用見込みのない余剰金等が生じていないかを把握する。

【資金の流れ及び審査体制について】



【給付額について】



(建築・購入)
給付額

(補修)
給付額

- 被災住宅の床面積にり災状況に応じた給付単価をかけた額
- 実際に支払った補修工事費のうち、消費税増税分に相当する額のどちらか少ない方を給付。

総括調査票

調査事案名 (2) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業

②調査の視点

給付件数が逡減している中、さらに申請の対象となる地域を見直し縮小することから、管理費を縮減するための取組が求められる。このため、申請から給付に係るコストの分析を行う。

1. 審査体制の見直しについて

審査体制は適正な規模となっているか。審査体制を見直し、審査コストを削減することはできないか。

審査体制については、被災地密着型の観点から、仙台に申請受付拠点(事務局)を設置するとともに、全国向けの「すまい給付金(国土交通省所管)」との申請重複(併用不可)の処理等のため、東京事務局を設置し、東京で審査・給付手続きを実施する体制を構築している。【表2】

事務局の審査人員については、令和3年度に仙台の人員を19名から6名に見直し、現在は仙台と東京ともに6名体制である。

また、東京事務局については、「すまい給付金」の事務局と同一ビルに所在しており、会議室等の家賃や光熱水料費等の費用負担を按分している。

両給付金については、申請受付終了時期が異なることから、今後、按分していた費用について、「住まいの復興給付金」の単独負担となり、管理費がより一層かさむ可能性があるため、対応策を検討する必要がある。

③調査結果及びその分析

1. 審査体制の見直しについて

給付件数については、平成27年度をピークに、6,329件から1,306件に、管理費については、740百万円から315百万円にそれぞれ減少した。

しかしながら、給付件数の減少ほど管理費は減少しておらず、その結果、給付1件当たりの管理費は11.7万円から24.1万円に倍増し、1件当たり平均98.4万円を給付するために、24.1万円の管理費を要している。【表1】

復興庁は、給付件数当たりの管理費が高額となっている状況を受け、令和3年度に審査体制等の見直しを実施している。それでもなお、給付件数が月100件程度、1日当たり5件程度であり、今後も給付件数の減少が見込まれることを踏まえれば、さらに審査体制等の見直しが必要である。

【表1】「住まいの復興給付金」の給付件数等の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計
給付件数(件)	1,255	6,329	6,238	5,019	3,668	2,649	1,781	1,306	28,245
給付金額(百万円)	762	4,021	4,034	3,270	2,318	1,666	1,499	1,286	18,855
管理費(百万円)	637	740	660	636	600	550	490	315	4,629
管理費/給付件数(万円/件)	50.8	11.7	10.6	12.7	16.3	20.8	27.5	24.1	16.4

【表2】「住まいの復興給付金」(復興庁)と「すまい給付金」(国土交通省)について

	住まいの復興給付金 (復興庁)	すまい給付金 (国土交通省)
事業概要	東日本大震災で所有していた住宅が被災した方を対象に、消費税増税が住宅再建の支障とならないよう、住宅取得に係る消費税負担を緩和するための給付金	住宅ローン減税の拡充措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対する、住宅取得に係る消費税負担を緩和するための給付金
給付額	最大約150万円	最大50万円
基金設置団体	一般財団法人住宅金融普及協会	一般財団法人住宅金融普及協会
給付事務実施団体	株式会社電通	株式会社電通
申請受付終了時期	最長令和8年12月末	最長令和6年3月末
経費の按分計上	・事務局家賃 39:61 ・光熱水料費 39:61 ・バイク便 50:50 ・事務局備品、消耗品(実費負担) ・複合機 50:50 など ※比率は「住まいの復興給付金(復興庁)」:「すまい給付金(国土交通省)」	
備考	各給付金は併給不可のため、それぞれのシステムを連携することで、審査の段階で、重複申請を排除。	

④今後の改善点・検討の方向性

1. 審査体制の見直しについて

令和3年4月から仙台事務局の体制見直しを実施しているが、依然として審査コストが高いことから、審査体制を抜本的に見直す必要があるのではないか。

例えば、審査・給付手続きも被災地(仙台等)に集約するなど、審査体制の抜本的な見直しを検討すべきではないか。

特に、「すまい給付金」の終了も見据え、申請の受付から審査・給付手続きまで被災地で一体的に実施する方が、事務及び管理費の効率化、申請者の利便性の向上に資するのではないか。

また、1日当たり5件程度の給付件数であることを踏まえると、通年公募・通年交付を維持するために審査体制等を年間を通して保持するのではなく、定期交付を導入することで、審査体制等を特定の期間に限定して整備するなど、さらに効率化を図る余地があるのではないか。

加えて、基金設置団体の体制や経費等についても、給付事務実施団体の審査体制の効率化等を踏まえ、見直しを図る余地があるのではないか。

総 括 調 査 票

調査事業名 (2) 住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業

②調査の視点

2. 説明会やコールセンターの見直しについて

説明会の開催実績やコールセンターの問い合わせ内容を踏まえ、体制の見直しや制度の周知方法等の改善を図ることはできないか。

3. 基金事業の見直しについて

使用見込みのない余剰金等が生じていないか。

制度創設から8年が経過する中で、さらに申請の対象となる地域を見直し縮小することから、単年度での執行管理が可能となるのではないか。

【調査対象年度】

平成26年度～令和3年度

【調査対象先数】

基金設置団体：1先

給付事務実施団体：1先

※平成25年度補正（第1号）で25,000百万円を、令和元年度補正（第1号）で5,000百万円をそれぞれ投入して基金を造成

3. 基金事業の見直しについて

被災3県のうち特に福島県については、いまだに帰還困難区域が存在し、中には避難指示解除の具体的な目途が立っていない地域もあることから、福島県を中心に今後も一定数の適用が続くものと見込まれる。

一方で、給付金額は減少し、令和元年度以降は10億円程度で安定的に推移していることに鑑みると、今後は所要額について、一定の見通しを立てることが可能となるのではないか。

③調査結果及びその分析

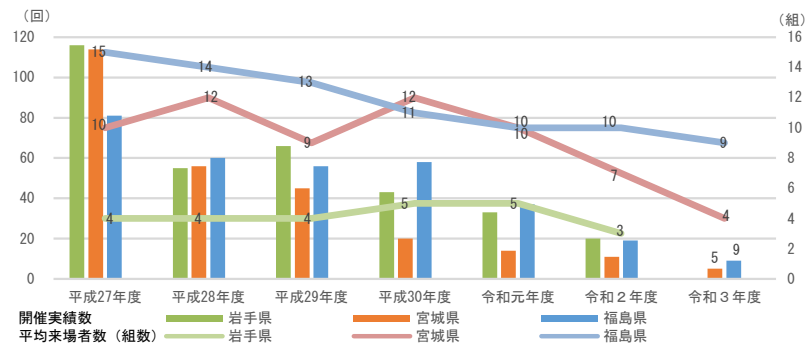
2. 説明会やコールセンターの見直しについて

説明会については、被災自治体からの要望をもとに実施しており、平成27年度以降、累計で918回（岩手県333回、宮城県265回、福島県320回）開催している。

令和3年度は宮城県及び福島県において、計14回の説明会を開催し、説明会1回当たりの平均来場者数（組数）は、宮城県で4組、福島県で9組であった。【表3】

また、来場者数（組数）合計98組のうち、申請見込みが高く提出用の封筒を渡した即申請に結びつく者は28組であり、来場者の多くは給付対象となるかどうかの確認、「すまい給付金」や他の住宅支援制度の相談など、申請に直結していない状況であった。

【表3】説明会開催実績・1回当たり平均来場者数（組数）

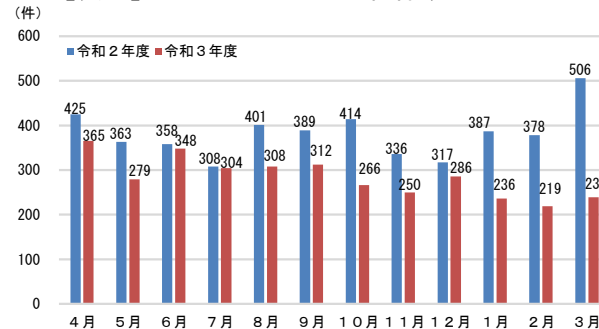


コールセンターについては、令和3年度に3ブースから2ブースに体制を見直している。一方で、応答率は87.0%と前年度91.2%と比較しても遜色ない水準であった。

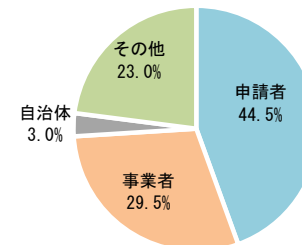
令和3年度の対応件数は年間3,412件（対前年度▲1,170件）、1日当たり14件程度であった。【表4】

問い合わせ者を種別に分けると、申請者（手続代行者を含む）が4割強、事業者が3割、その他が2割強、残りは自治体であった。【表5】

【表4】コールセンター応答件数



【表5】問い合わせ者種別（令和3年度）



④今後の改善点・検討の方向性

2. 説明会やコールセンターの見直しについて

説明会については、事前予約制の導入など一定規模以上の来場者数が見込まれる場合の開催や、複数の会場をオンラインでつないだ一斉開催など、効率的な実施方法を検討すべきではないか。

また、来場者のうち7割が申請に直結しない者であったことを踏まえると、制度や説明会の周知方法を見直すべきではないか。

コールセンターについては、専属の職員を配置せず、審査業務と兼務で電話対応を行うことや、審査体制の見直しと併せて、定期対応とするなど見直しを図るべきではないか。

問い合わせ者の3割が事業者であったことに鑑み、事業者向けの説明会を開催するなど、問い合わせ件数自体を減少させる方法も検討すべきではないか。

併せて、申請書や記載要領等の見直しを図るべきではないか。

3. 基金事業の見直しについて

現時点において、使用見込みのない余剰金等が生じている状況はないが、今後は所要額について一定の見通しを立て得る状況になりつつあることから、各年度において、基金により事業を実施する必要があるか、適正性の精査等を不断に行うべきではないか。